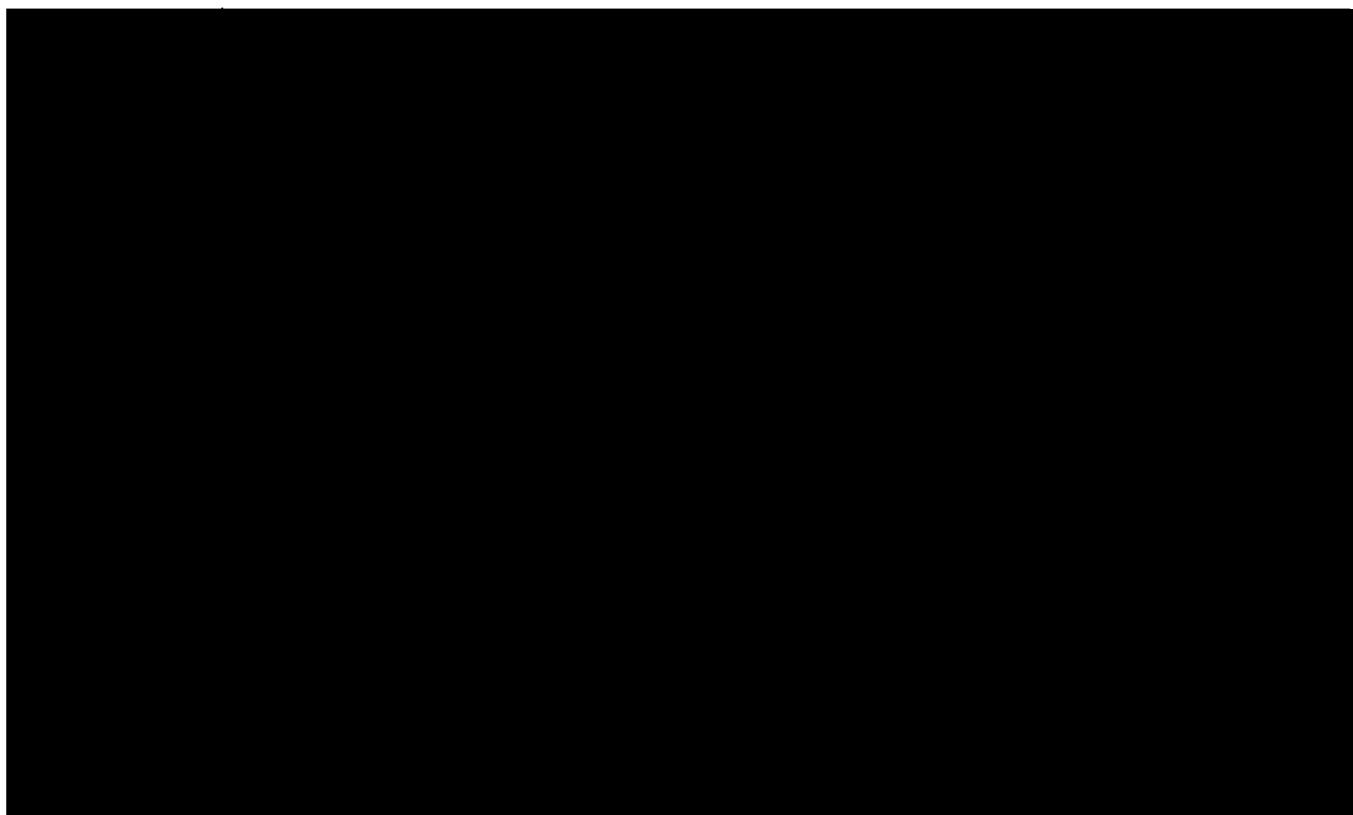


令和 6 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

知的財産法

想定

1. 下記の図（符号については、無視せよ）は、ミニバン、マルチ・パーパス・ビークル、MPV 等と呼ばれる自動車（以下、「MPV」と呼ぶ）の一般的な形状を示している。MPV では、運転者は、エンジンの直後に着座する。また、MPV の前部ドアは、エンジン・ルームに非常に近接した位置に設けられている。こうした特徴を有する MPV の車体は、次の「要求事項 1」及び「要求事項 2」を満たすように、設計されるべきである。

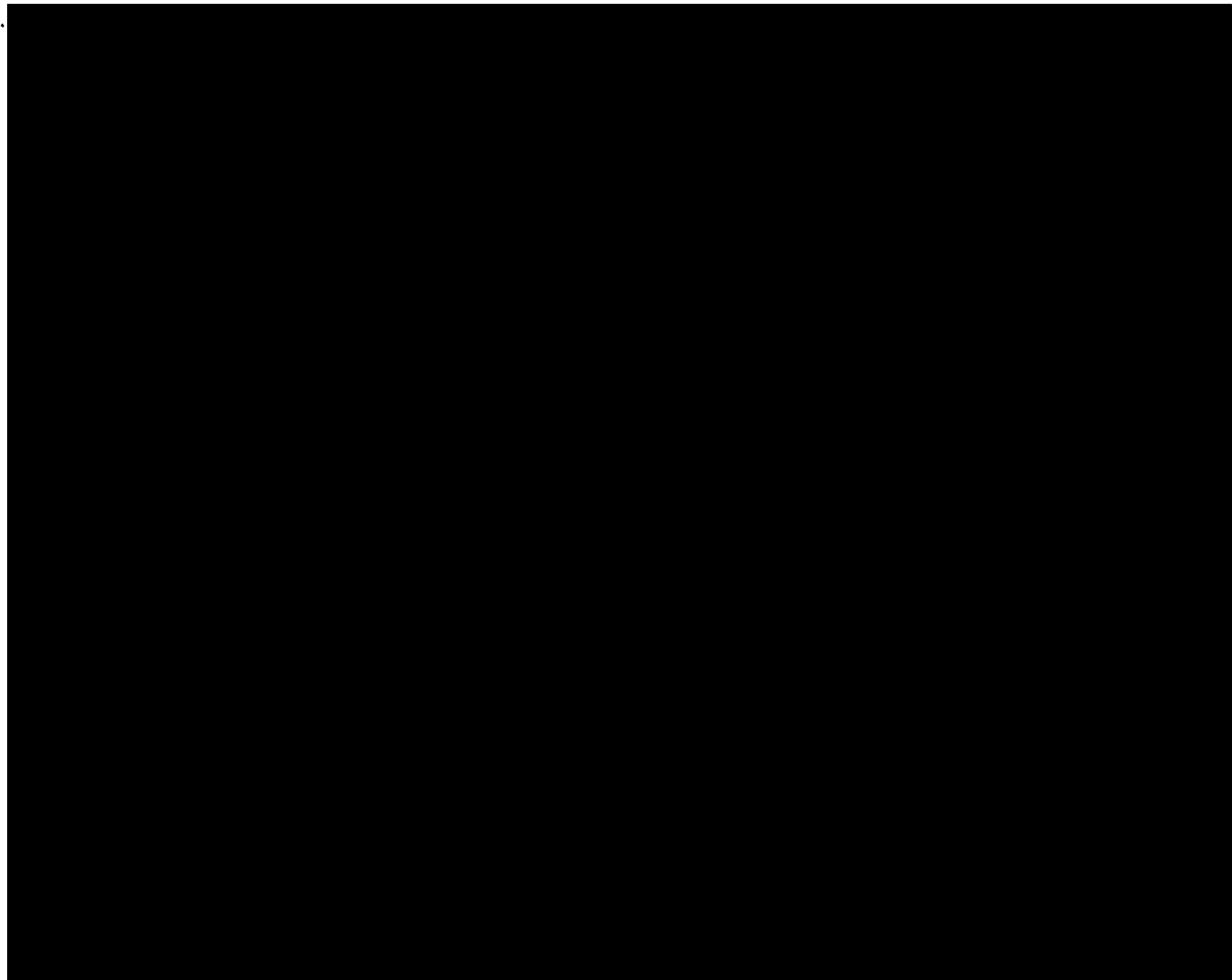


2. 要求事項 1：MPVにおいては、正面衝突（真正面のほか、斜め前からの衝突も含む。以下同様）の際に、エンジンと運転者との間に位置する構造が変形するように、設計しておく必要がある。このような変形によって、正面衝突による衝撃が吸収される。このことにより、運転者が重傷を負う危険を顕著に小さくできるのである。
3. 要求事項 2：MPVにおいては、正面衝突の後でも、確実に前部ドアを開けられるように、設計しておく必要がある。そうすることで、運転者は、衝突した MPV から迅速に脱出することができるのである。

4. Yoda 株式会社（以下、「Yoda」という）の本店は、福岡市にある。
5. Yoda の主たる事業は、自動車の製造および販売である。
6. Yoda の従業者である技術者たちは、要求事項 1. および要求事項 2 を満たす、自動車の前部構造を、開発した。
7. 2020 年 4 月 14 日、Yoda は、上記の前部構造について、特許出願を行った（以下、「本件出願」という）。
8. 以下の 8.1 から 8.12 までは、本件出願における、特許請求の範囲の、第一の請求項を、分説（breakdown）して記載したものである。以下、この請求項に記載された発明を「本件発明」という。
 - 8.1. フロントピラーを備える、自動車の前部構造である。
 - 8.2. 前記フロントピラーは、ピラー本体部と、窓枠部からなる。
 - 8.3. 前記ピラー本体部は、自動車の前部ドアを支持する。
 - 8.4. 前記窓枠部は、前記ピラー本体部の上部に位置する。
 - 8.5. 前記窓枠部は、縦枠部と、斜め枠部とを、有する。
 - 8.6. 前記縦枠部は、前記ピラー本体部から、上方へ起立する。
 - 8.7. 前記斜め枠部は、前記ピラー本体部の前端と、前記縦枠部との間に架け渡されている。
 - 8.8. 前記ピラー本体部と前記窓枠部は、いずれも、高強度部位と低強度部位とからなる。
 - 8.9. 前記ピラー本体部においても、前記窓枠部においても、高強度部位が後側に位置し、低強度部位が前側に位置する。そして、高強度部位と低強度部位とは、鋸（びょう）、ボルト、溶接痕（ようせつこん）などの継ぎ目なしに、滑らか（なめらか）につながっている。
 - 8.10. 前記高強度部位は、前記前部ドアを支持するために十分な強度を備えている。
 - 8.11. 前記低強度部位は、前記高強度部位よりも脆弱であり、自動車の前方から入力された荷重に応じて変形することが可能となっている。
 - 8.12. 前記ピラー本体部における前記高強度部位と前記低強度部位の境界部と、前記窓枠部における前記高強度部位と前記低強度部位の境界部とは、車両前後方向において位置合わせされている。つまり、前者の境界部の、真下に、後者の境界部が、位置する。

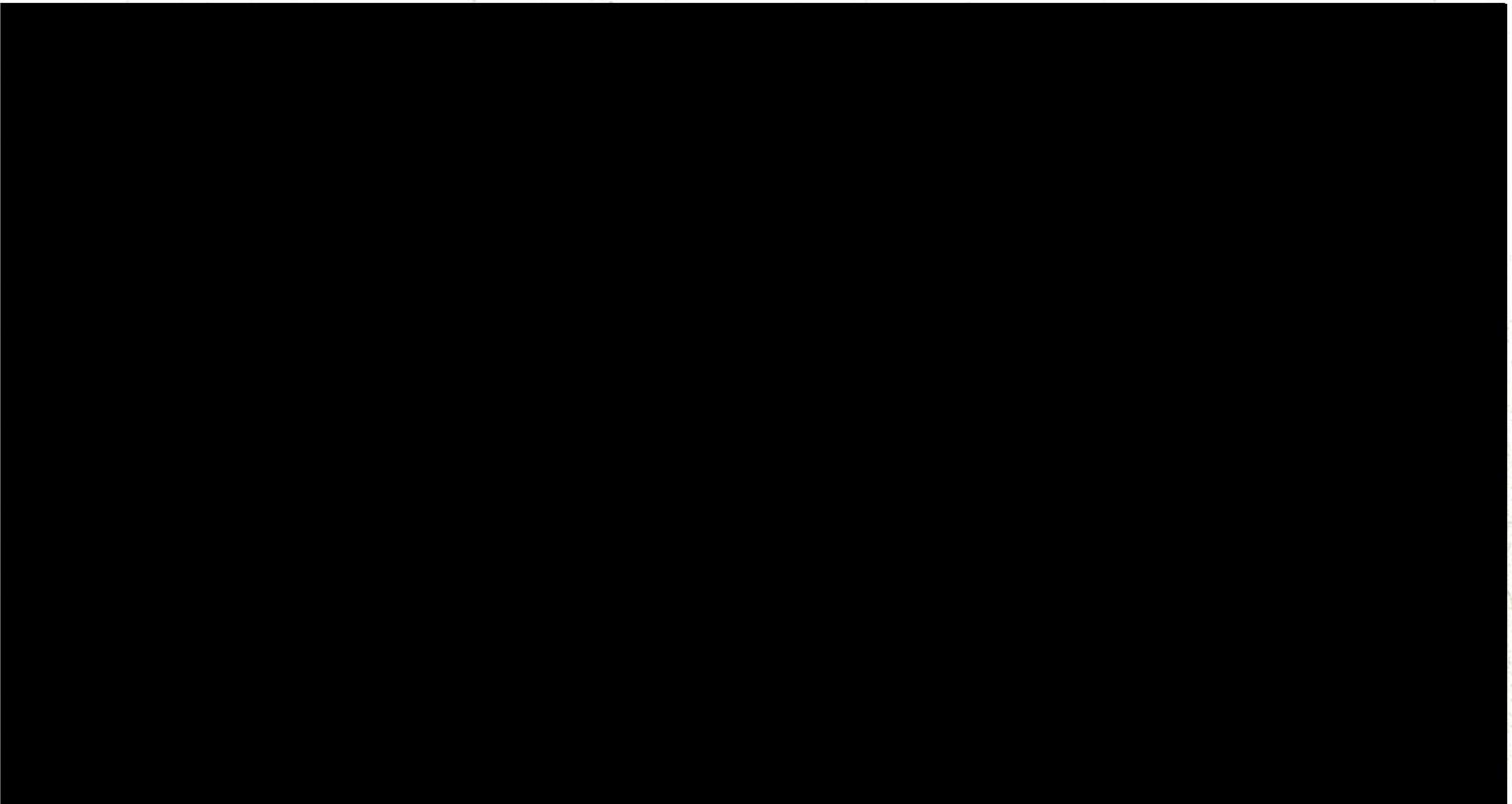
9. 下記の図は、本件出願に添付されていたものであり、本件発明が具体化された自動車の前部構造の例を示している。符号の説明は、次の通りである。

10: ピラー本体部
20: 窓枠部
21 (20): 縦枠部
24 (20): 斜め枠部
50L: 低強度部位
50H: 高強度部位
51: ピラー本体部における高強度部位と低強度部位の境界部
52: 窓枠部における高強度部位と低強度部位の境界部
F: 正面衝突時の衝撃



10. 特許庁は、本件出願について、特許査定を行った。2021年10月28日、本件発明について、Yodaを特許権者として、特許の設定登録がなされた。以下、本件発明に対するYodaの特許権を、「Y特許権」という。

11. 2022年6月21日、Yodaは、「アルファビスタ」という名前の新しいMPVを発売した。下記は、アルファビスタの外観を示している。



12. 本件発明は、アルファビスタにおいて、実装されている。
13. Toy株式会社（以下、「Toy」という）の本店は、大阪市にある。
14. Toyの主たる事業は、自動車の製造および販売である。
15. 2023年7月15日、Toyは、「ベレリオン」という名前の新しいMPVを発売した。下記は、ベレリオンの外観を示している。



(問題1)

Toyによるベレリオンの製造および販売について、Yodaが、Y特許権がToyによって侵害されていることを理由として、差止請求を行うことを検討しているものとする。Yodaは、かかる差止請求が可能であることを確信するために、ベレリオンの実車を入手すべきか？また、Yodaがベレリオンの実車を入手すべきだとした場合、少なくとも何台の実車を入手することが好ましいか？理由と結論を示しなさい。

(問題2)

Yodaが、Toyに対して、著作権を利用して、ベレリオンの製造および販売の差止を請求するものと想定せよ。あなたがToyの代理人弁護士だとしたら、どのような反論を用意しますか？